

令和4年11月28日
総務部人事課

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国家公務員の期間業務職員における取扱いを踏まえ、育児休業に伴う臨時的任用職員に係る退職手当の支給要件を緩和するとともに、規定の整備を図る。

2 改正内容

(1) 育児休業に伴う臨時的任用職員の退職手当支給要件における「職員みなし日数」の適用（第2条第2項等）

①現行の要件

常勤勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者

②改正後

「18日以上」としている部分について、1か月の勤務日数（週休日、休日、代休日等は含まれない）が20日に満たない場合は、18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数（職員みなし日数）以上とする。

(2) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年9月30日条例第31号、以下「3定改正条例」という）における第10条第4項改正規定の削除等

①趣旨

令和4年第3回区議会定例会において、第10条第4項中「現実に職務に従事することを要する日」について、定義を明確化する旨等の改正を行い、施行日を令和5年4月1日としたが、今回の2（1）第2条第2項の改正を受けて、3定改正条例における第10条第4項の改正規定を更に改正する必要が生じた。

②改正内容

3定改正条例における本項の改正規定を削除し、「現実に職務に従事することを要する日」を改めて定義する改正規定等を、今回の公布の日から施行し、その余の規定を令和5年4月1日施行として改めて改正する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

(1) 改正条例第1条、第3条 公布の日

(2) 改正条例第2条 令和5年4月1日

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条の規定による改正後	改正前
<p>(支給対象)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項第3号に規定する勤務形態が同項第1号及び第2号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく世田谷区規則<u>その他の規程</u>により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）<u>の数（以下「勤務日数」という。）が18日（1箇月間の日数（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号。以下「勤務時間条例」という。）第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等（勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日を含む。）に相当する日は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）</u>以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第3号に掲げる職員のもその月の<u>勤務日数</u>が<u>職員みなし日数</u>に達しないこととなったときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再び</p>	<p>(支給対象)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項第3号に規定する勤務形態が同項第1号及び第2号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく世田谷区規則<u>の規定</u>により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>以下同じ。</u>）<u>が18日</u>以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第3号に掲げる職員のもその月の<u>勤務日数（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）</u>が<u>18日</u>に達しないこととなったときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再び</p>

育児休業に伴う臨時的任用職員となった者のその月の勤務日数が職員みなし日数に達しないこととなったときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

(退職手当の調整額)

第10条

4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実には職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等並びに勤務時間条例第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）のあった月を除く。）をいう。

(1)～(4) 省略

(5) 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間

(6) 省略

(7) 省略

(8) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間

(9) 育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間

(勤務期間の計算)

第11条

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（第2条第1項第3号に掲げる職員にあつては、引き続いた勤務日数が職員みなし日数以上ある

育児休業に伴う臨時的任用職員となった者のその月の勤務日数が18日に達しないこととなったときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

(退職手当の調整額)

第10条

4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（第1号から第7号までに掲げる期間のある月にあつては現実には職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第8号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実には職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）をいう。

(1)～(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間

(8) 育児短時間勤務等の期間

(勤務期間の計算)

第11条

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（第2条第1項第3号に掲げる職員にあつては、引き続いた常時勤務を要する職員について定め

<p>月の月数)による。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p>	<p><u>られている勤務時間以上勤務した日</u>が18日以上ある月の月数)による。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で<u>常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日</u>が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p>
<p>第2条の規定による改正後</p>	<p>第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例</p>
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第10条</p> <p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(現実に職務に従事することを要する日(次に掲げる期間(無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。)以外の期間における週休日等並びに勤務時間条例第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。)のあつた月を除く。)をいう。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 高齢者部分休業(地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。)</u> <u>の期間</u></p> <p><u>(6)</u> 省略</p> <p><u>(7)</u> 省略</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第10条</p> <p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(現実に職務に従事することを要する日(次に掲げる期間(無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。)以外の期間における週休日等並びに勤務時間条例第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。)のあつた月を除く。)をいう。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5)</u> 省略</p> <p><u>(6)</u> 省略</p>

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

第3条による改正後	第3条による改正前
<p>○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 令和4年9月30日条例第31号 職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第10条第2項中「当該」を「その」に改める。</p> <p>第10条の次に次の1条を加える。</p>	<p>○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 令和4年9月30日条例第31号 職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第10条第2項中「当該」を「その」に改め、<u>同条第4項各号列記以外の部分を次のように改める。</u></p> <p><u>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号）第4条及び第5条の規定による週休日、同条例第10条及び第11条の規定による休日、同条例第12条第1項の規定により指定された代休日並びにその他の規程によるこれらに相当する日）以外の日をいう。）のあった月を除く。）をいう。</u></p> <p><u>第10条第4項第8号中「育児短時間勤務等」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。</u></p> <p><u>(5) 高齢者部分休業（地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間</u></p> <p><u>(6) 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間</u></p> <p>第10条の次に次の1条を加える。</p>

(以下略)

(以下略)